

公益社団法人鹿児島県茶業会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県茶業会議所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鹿児島県内において茶の製造、流通、販売に係わるものが、相互に連携をとりながら、茶の流通の拡大と取引の適正化その他の茶業振興に関する事業を行い、もって鹿児島県茶業の活性化と国民生活に必要な茶の円滑な供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鹿児島県産茶の流通拡大に関する事業
- (2) 茶の卸売市場の開設の事業
- (3) 前号で開設する茶の卸売市場の卸売業者が、承認された買受人と締結する茶売買契約により生じる債権(利息及び取立費用を含む。)の損失を補償する事業
- (4) 茶業振興に関する事業
- (5) その他この法人の目的達成のために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、この法人の目的に賛同する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 鹿児島県内において、茶の製造、流通又は販売を行うものが組織する団体(法人に限る)又は普通地方公共団体(地方自治法第1条の3第2項で定めるものをいう。)であること
- (2) 鹿児島県内に住所又は主たる事業所があるものであること

3 賛助会員は、前項第2号に該当する個人又は団体であって、この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するものとする。

4 第2項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 退会し、又は除名された場合は、既に納入した前項の金額は、返還しないものとする。

(正会員の寄託金)

第 8 条 正会員は、前条の義務に加えて、会員になった時、総会において別に定める口数以上の寄託金を預ける義務を負う。

2 寄託金 1 口の金額は、100 万円とする。

3 寄託金は、正会員が退会又は除名されたとき、その寄託金の額を限度として返還する。ただし、正会員がこの法人に対して支払うべき債務がある場合は、返還する額は当該債務と相殺することができる。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 特定資産及びその他の財産の取崩の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会頭が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会頭に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会頭がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 23名以内

(2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会頭とし、2名を副会頭とする。

3 会頭及び副会頭以外の理事のうち1名を専務理事とする。

4 第2項の会頭をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会頭、副会頭及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会頭は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会頭は、会頭を補佐する。

4 会頭及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の責務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、専務理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会頭、副会頭及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会頭が招集する。

2 会頭が欠けたとき又は会頭に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会頭及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第32条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 特定資産及びその他の財産
- (2) 会計年度内における次に掲げる収入
 - ① 会費及び負担金
 - ② 財産から生じる収入
 - ③ その他の収入

(財産の管理)

第33条 この法人の財産は、会頭が管理し、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 財産の管理方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第 34 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会頭が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会頭が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 委員会及び事務局

(委員会)

第 38 条 この法人は、第 4 条の事業を円滑に行うため、委員会を置く。

2 委員会に委員若干名を置き、理事会の同意を得て会頭が委嘱又は任命する。

(事務局)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置き、職員若干名を置く。

2 重要な職員の任免は、会頭が理事会の承認を得て行う。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 雑則

(委任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、業務方法書又はその他の規則で定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会頭は、北郷栄、専務理事は、永峯更一とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
- 5 この定款の施行日の前日に監事の職にあるものの任期は、第 24 条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 6 この定款は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。
- 7 この定款は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。